

高石市わがまち特例一覧

	特例対象	地方税法等根拠	特例適用後	適用期間
1	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	地方税法第349条の3 第27項 市税条例第64条の2 第1項	1/2	—
2	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	地方税法第349条の3 第28項 市税条例第64条の2 第2項	1/2	—
3	事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	地方税法第349条の3 第29項 市税条例第64条の2 第3項	1/2	—
4	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設)に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第2項 第1号 市税条例附則第15条の2 第1項	1/3	—
5	公害防止用設備(下水道除害施設)に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第2項 第5号 市税条例附則第15条の2 第2項	3/4	—
6	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第21項 市税条例附則第15条の2 第3項	1/2	4年
7	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設(指定避難施設)に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第22項 第1号 市税条例附則第15条の2 第4項	2/3	5年
8	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設(協定避難施設)に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第22項 第2号、第3号 市税条例附則第15条の2 第5項、第6項	1/2	5年
9	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に附属する避難の用に供する償却資産(指定避難用償却資産)に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第23項 第1号 市税条例附則第15条の2 第7項	2/3	5年
10	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に附属する避難の用に供する償却資産(協定避難用償却資産)に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第23項 第2号 市税条例附則第15条の2 第8項	1/2	5年
11	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定発電設備(太陽光発電設備(1,000kw未満))に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第25項 第1号 イ 市税条例附則第15条の2 第9項	2/3	3年
12	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定発電設備(太陽光発電設備(1,000kw以上))に係る課税標準の特例措置	地方税法附則第15条 第25項 第3号 イ 市税条例附則第15条の2 第10項	3/4	3年
13	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置	地方税法附則第15条の8 第2項 市税条例附則第15条の2 第11項	2/3を減額	5年
14	大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置	地方税法附則第15条の9の3 第1項 市税条例附則第15条の2 第12項	1/3を減額	1年